

第3部 緊急対応チェックリスト

緊急対応チェックリストは、第2部で示したそれぞれの事例における緊急対応のポイントを1ページにまとめたものです。緊急時に、迅速かつ的確に対応することができるように、大きな字で簡潔に対応のポイントを示しました。危機管理体制の充実に向け、各校で作成されているマニュアルに付加するなど、それぞれの実態に応じて活用してください。

いじめ

いじめられた児童生徒とその保護者への対応

- 共感的な受け止め、丁寧な事実確認
- 保護者の思いを聞き、不十分な点は謝罪
- 連絡を密にし、具体的な対応等を説明

いじめた児童生徒とその保護者への対応

- 人権への配慮、客観的で正確な事実把握
- 相手の気持ちを考えさせる指導
- 行為の重大性に気付かせる毅然とした指導
- 指導に対する保護者の理解と協力

周囲の児童生徒からの聞き取り

- 聞き取りの範囲や内容・方法等の工夫

指導の留意点

- 明確な指導方針、具体的な指導内容、役割分担
- スムーズに情報共有できる連絡体制の整備
- ネット上の書き込みへの対応の検討
- 学級・学年全体への指導内容や方法の検討
- 被害児童生徒への継続した支援と保護者への連絡
- 被害児童生徒への継続したカウンセリング
- 加害児童生徒への継続した指導
- 教員による継続した観察と情報共有
- 状況に応じたネット上の継続監視

関係機関との連携

- 重大な事案（生命や身体の危険、犯罪行為等）やその恐れのあるいじめは、早急に警察へ相談・通報する。

生徒間等の暴力事件

被害児童生徒の安全確保

- 複数教職員での現場対応
- 負傷した児童生徒の応急処置

関係機関への連絡

- 消防へ連絡し、救急車を要請
- 警察へ連絡し、事件の内容を連絡
- 教育委員会への第一報

保護者への連絡

- 被害児童生徒保護者に、負傷状況及び搬送先を連絡
- 加害児童生徒保護者に、把握している事実を連絡

現場の保存

- 周囲の児童生徒を移動させて、現場を立入禁止にする

周囲の児童生徒からの情報収集

- 児童生徒の動揺を鎮める
- 正確な事実関係の把握

搜索

- 行方の分からない加害児童生徒保護のための捜査場所の分担
- 関係機関や地域への協力要請

役割分担の確認

- 事件概要についての共通理解
- 役割分担・対応方針を確認し、組織的に対応

他の児童生徒への指導

- 当該児童生徒の人権やプライバシーへの配慮
- 憶測による噂話をしないように指導

保護者への対応

- P T A 役員、教育委員会等との連携
- 緊急保護者会を開催し、事件概要や対応方針等を説明

その他

- 加害児童生徒の保護後も警察や教育委員会と連携
- 事件発生状況や指導の経過等の記録

自殺

対応方針の決定

- 状況把握、遺族への対応、在校生・PTAへの対応、教育委員会や警察との連携等、対応方針の決定
- 対応方針に基づいた役割分担

校内の体制づくり

- 弔問及び遺族の意向確認（今後の対応、葬儀への参列等）
- 連絡体制の整備と外部対応の一本化
- プライバシー等に考慮して在校生へ伝える
- PTA会長への連絡と保護者への対応

背景調査と心のケア

- すべての教職員からの聴き取り
- 関わりの深い児童生徒からの聴き取り
- 関係児童生徒等のケア

遺族への継続的な関わり

- 背景調査の経過や内容の説明
- 詳しい調査の実施についての提案・協議

詳しい調査の実施

- 遺族へ調査目的や方法など調査計画の説明
- 遺族へ調査経過及び最終結果の説明

再発防止

- 調査結果をもとにした再発防止策の検討と実施

不登校に関するトラブル

情報収集及び事実確認

- 関係教職員の召集
- 支援の経過や児童生徒の状況等の事実確認
- 複数の教職員による家庭訪問での保護者との話し合い

児童生徒・保護者への支援

- 保護者の気持ちをしっかりと受け止める
- 背景・要因にも着目した誠意ある対応
- 児童生徒の思いや願いをしっかりと受け止める

支援の方針の決定

- 教育委員会や相談機関から助言を得ながら、今後の具体的な支援策の決定
- 当該児童生徒に関わりをもつすべての教職員が参加した「誰が、どんな援助を、いつ（いつまでに）行うか」等の具体的な支援内容の検討

支援の継続

- 役割分担を明確にし、校内チームとした取組
- 適宜、取組成果を検証
- スクールカウンセラー、相談機関、適応指導教室等の連携
- 状態を見立てながら個に応じた働きかけ
- 保護者に不安や不信感を与えない配慮
- 就学義務違反への教育委員会と連携した督促

行方不明

情報収集

- 情報収集の方法や今後の対応についての確認
- 捜索に有力な情報を保護者に確認
- 関係機関等対応窓口及び指示系統の一本化

保護者への対応

- 行方不明者届の提出を勧める
- 保護者と連絡が取れない場合は、学校から警察へ状況を伝える

対応方針の決定

- 管理職への連絡体制の整理
- 友人からの聞き取りの実施及び捜索に関する事項の決定
- 教育委員会への連絡

捜索

- 立ち寄り場所の特定化や地域割
- 複数人での捜索
- 定期的な学校への連絡
- 警察や育成センター等との連携
- 捜索終了時刻の決定
- 保護者・教育委員会等への報告

事後の本人への指導

- 生徒指導主事・養護教諭・スクールカウンセラー等との協力
- 警察、関係機関等との連携

学級がうまく機能しない状況

担任への支援体制の確立

- 関係教職員から情報収集
- 今後の対応方針、役割分担等の決定
- 交換授業、教科分担、チーム・ティーチング等の授業形態の工夫
- 指導計画や指導案を作成する等の取組を通して、担任に助言をする

保護者への対応

- 学級保護者会を開催し、現状を正確に知らせるとともに、指導方針・対応策を説明する
- 問題行動を起こす児童生徒の保護者に、本人の行動を伝え、指導方針を説明するとともに、学校への協力を依頼する
- 保護者の思いや心配を共感的に聞き、子どもへの接し方等について助言する

児童生徒への対応

- 一人一人と向き合う機会を多くもち、解決に向けて共に考える
- 担任との信頼関係づくりや落ち着いた学級づくりのため、全教職員で連携する
- 分かる授業づくり
- 学級でのルールづくり
- 保護者に現状確認や見守りを依頼するなど、学校と家庭の連携を進める

殺傷予告

電話での対応

- 電話内容等の正確な把握
- 周囲の教職員との連携

管理職への報告・関係機関への緊急連絡

- 管理職への迅速な報告
- 警察、消防への通報
- 教育委員会への状況報告

教職員の緊急招集・緊急職員会議

- 児童生徒を動揺させない
- 招集する教職員と児童生徒の対応をする教職員の役割分担
- 速やかな情報の共有

児童生徒・教職員の緊急避難

- 安全な場所への避難
- 人員点呼の徹底
- 児童生徒名簿、校舎配置図の携行
- 残留者がいないことの確認

緊急対策会議

- 関係機関からの指示等の集約
- 児童生徒への指示内容、保護者への説明内容・説明方法の確認
- 以後の対応や役割分担の決定

児童生徒・保護者への対応

- 不安の払拭
- 情報提供の呼びかけ
- 以後の日程及び注意点の確認
- 児童生徒の安全確保、以後の予定等について保護者へ連絡

関係機関との連携

- 警察や消防への情報提供
- 以後の対応についての相談

その他

- 関係機関と連携した個別の指導・援助
- 学校安全管理体制や指導体制の見直し
- 警察へのパトロール依頼

保護者からの苦情、要求

保護者への対応①

- 保護者の話を十分聞いてから、学校の立場や事実を説明する
- 事実や要求を明確に捉える
- 感情や態度に巻き込まれない
- あいまいな回答や安易な謝罪をしない

管理職への報告・事実確認

- 管理職・生徒指導主事等へ迅速に報告する
- 保護者の主訴・思い・不安等を踏まえて、事実確認をできるだけ早く、正確に行う

対応方針・方法の決定

- 管理職・生徒指導主事等でサポート体制を組み、情報共有、対応方針の決定を行う
- 直接対応する人を決め、その人をバックアップする体制をつくる
- 対応する時間や場所に注意する

保護者への対応②

- メモをとったり、録音したりすることの了解を得て、正確な記録を残す
- 確かな記録と事実に基づいて説明する
- 明らかに改善すべき点があれば、率直に謝罪する
- 理不尽な要求には応じず、毅然とした態度で対応する
- 暴力的な行為が行われた場合は、警察へ通報

授業中の事故

(理科の実験中の事故)

安全確保

- 実験中止を指示、児童生徒の不安の取り除き

応援の要請及び応急処置

- 負傷の有無・程度、教室や器具の被害の程度の確認
- 職員室に連絡、応援要請
- 負傷した児童生徒の応急処置
- 二次災害の可能性の確認、避難指示
- 救急車の要請

現場保存

- 現場保存、写真や対応等の記録を残す

保護者への対応

- 保護者に児童生徒の容態や搬送先等について連絡・説明
- 負傷した児童生徒への見舞い、誠意ある対応

事後指導

- 他の児童生徒が平静に授業を受けられるように事後指導

教育委員会への連絡

- 管理職は教育委員会へ直ちに第一報

対外的な窓口の一本化

- 関係機関や報道機関との対応を管理職に窓口一本化

部活動中の事故

応急処置及び安全確保

- 負傷の程度の確認、応急処置（心肺蘇生とAEDの使用）
- 救急車の出動を要請
- 周囲にいた部員から事故状況の聞き取り
- 救急車には、状況が説明できる教職員が同乗
- 練習中断を指示、生徒の不安を取り除く
- 現場保存

危機管理体制の確立

- 管理職は関係教職員に対応を指示
- 記録者を決め、事故の経緯を記録
- 関係機関との対応は管理職が当たり、窓口を一本化

保護者への対応

- 保護者に、生徒の容態や事故の状況、搬送先、学校の対応について連絡・説明
- 負傷した生徒を見舞い、交代で病院に待機する等誠意ある対応

関係機関への連絡

- 管理職は教育委員会へ直ちに第一報
- 必要に応じて警察へ連絡、マスコミへのプレス発表

その他

- 学校は事故原因や状況について生徒や教職員、保護者に説明
- 教育委員会への事故報告
- 再発防止への取組

学校行事中の事故

(修学旅行中の交通事故)

安全確保及び関係機関への連絡

- 現場の状況を把握し、事故の続発を防止
- 児童生徒の人員点呼
- 救急車の要請、警察への通報

応急処置

- 負傷の程度の確認、応急処置
- 他の児童生徒へ声をかけ、安心感をもたせる
- 引率教員が救急車に同乗、病院へ付き添い

情報収集

- 警察、病院、旅行代理店等の関係諸機関と連絡をとり、情報を集約

保護者・学校への連絡

- 引率責任者は、事故の内容を学校へ急報
- 窓口を一本に絞って、警察・マスコミ関係等へ対応
- 学校の責任者は、保護者・教育委員会へ連絡・報告

日程の計画変更

- 引率責任者は、事故後の日程の計画変更または中止等の措置をとる

登下校中の交通重大事故

状況把握・応急処置、情報収集

- 第一報を受けた教職員は状況把握と管理職への報告
(被害児童生徒氏名、発生場所、119番通報有無、通報者の氏名、連絡先)
- 複数の教職員で現場へ急行
(児童生徒名簿、携帯電話、記録用紙等持参)
- 被害児童生徒の負傷程度の把握、事故状況等の情報収集

<救急車が到着していない場合>

- ・被害児童生徒への応急手当、心肺蘇生

<救急車が到着していた場合>

- ・教職員1名は、救急車への同乗と負傷程度等の把握、管理職、保護者への報告。もう1名は、現場での情報収集

<救急車が出発していた場合>

- ・消防署への搬送先の確認、教職員の医療機関への派遣、保護者への連絡

教育委員会への連絡

- 管理職は教育委員会へ直ちに第一報

被害児童生徒、事故目撃児童生徒等への対応

- 被害児童生徒への見舞い、保護者への誠意ある対応
- 事故目撃児童生徒等への心のケア

その他

- 保護者に安全指導等の協力依頼
- 事故現場の安全施設上の点検及び関係機関との改善検討

下校途中の事件（連れ去り未遂）

状況把握・関係機関への通報・連絡

- 管理職・教職員への緊急連絡
- 110番通報
- 被害児童生徒の負傷の程度、状況等の確認、家庭訪問

児童生徒の安全確保

- 校内にいる児童生徒の安全な下校
(保護者へ連絡、集団下校、引き渡し)
- 下校中及び帰宅している児童生徒の安否確認
(保護者への連絡)
- 帰宅後、戸外へ出ないように指導

関係機関との連携

- 管理職は教育委員会へ直ちに第一報
- 警察の指示のもと近隣学校園や自治会等へ連絡し被害拡大を防ぐ

その他

- PTA、見守りボランティア団体等へ見守り活動、同伴登下校等の協力依頼

熱中症の事故

応急処置及び安全確保

- 容態の確認、応急処置（心肺蘇生とAEDの使用）
- 救急車の出動を要請、管理職へ報告

危機管理体制の確立

- 管理職は関係教職員に対応を指示
- 記録者を決め、事故の経緯を記録
- 関係機関との対応は管理職が当たり、窓口を一本化

養護教諭の対応

- 救急救命士に児童生徒の容態と経過報告
- 救急車には、状況が説明できる教職員の同乗を指示

担任等の対応

- 活動の中断を指示、他の児童生徒の不安を取り除く

保護者への対応

- 保護者に、児童生徒の容態や事故の状況、搬送先、学校の対応について連絡・説明
- 児童生徒を見舞い、交代で病院に待機する等誠意ある対応
- スポーツ振興センターの手続き説明

関係機関への連絡

- 管理職は教育委員会へ直ちに第一報
- 必要に応じて警察に連絡、マスコミへのプレス発表

ストーカー被害

情報収集及び情報共有

- 当該児童生徒へのこれまでの経緯や被害状況の聞き取り
- 警察への相談することの指導
- 全教職員で情報の共有
- 安全確保のための対応等について協議

警察等との連携と迅速な相談

- 警察に情報提供、学校の対応について助言を受ける
- 教育委員会に状況を報告
- 保護者、警察、教育委員会への窓口の一本化

該当児童生徒等への指導

- 該当児童生徒への指導と心のケア
 - ・ 行為者へ拒否の意思を伝える
 - ・ 夜間の一人歩きはしないなど、外出時の注意
 - ・ 電話番号、メールアドレスの変更
 - ・ 危険を感じたら、大声を出す、付近の人に助けを求める
 - ・ 迷わず110番通報 等
- 関係する児童生徒に行為者からの問い合わせに応じないよう指導

器物損壊

情報収集及び初期の対応

- 破損状況の記録
- 教育委員会・警察への連絡
- 現場への立入禁止措置
- 破損箇所の補修

加害児童生徒への指導

- 毅然とした指導
- 共感的姿勢
- 問題行動の要因・背景の分析及び改善

他の児童生徒への指導

- 当該児童生徒の人権・プライバシーへの配慮

保護者への対応

- 今後の学校の指導方針を説明
- 今後の対応（弁償等）についての協議

関係諸機関との連携

- 教育委員会への報告
- 警察等の関係機関からの支援活用

性非行

情報収集

- 警察との連携による事実把握
- 要因・背景等の分析
- 指導方針の決定
- 教員の役割分担

児童生徒への個別指導

- 同性教員による指導等の配慮
- 行為の重大性を認識させる指導

保護者への対応

- 児童生徒への関わり方についての助言
- 医療機関への受診を勧める

他の児童生徒への指導

- 噂話の有無の確認、指導

指導の継続

- 養護教諭・スクールカウンセラー等の協力
- 警察等の関係機関からの支援活用

万引き

情報収集

- 警察との連携による事実把握
- 店舗での謝罪及び状況の聞き取り

児童生徒への個別指導

- 行為の重大性を認識させる指導
- 共感的姿勢

保護者への対応

- 店舗への対応についての助言
- 児童生徒への関わり方についての助言
- 学校と連携した指導・支援の確認

他の児童生徒への指導

- 噂話の有無の確認、指導

薬物乱用

情報収集及び関係機関との連携

- 警察、保健所、精神医療センター等からの情報収集
- 校長は関係教職員に対応を指示
- 記録者を決め、経緯を記録
- 他の生徒や交友関係者等の関与等の情報収集
- 当該児童生徒及び他の児童生徒等からの聞き取り
- 管理職は教育委員会へ直ちに第一報と助言を求める
- 把握した事実や状況の変化に応じ、教育委員会に適宜連絡

本人への個別指導

- 警察・医療機関等に指導助言を求める
- 専門医を受診させる
- 違法性・重大性を身体・精神・社会的な側面から指導
- 二次予防の指導徹底

保護者への対応

- 家庭内での支援について助言
- 医療機関の受診・通院を勧める

指導の継続

- 警察の指導助言を受け、学校の指導・対応を検討する
- 診断による医療機関の専門的助言を求める
- 児童相談所の助言により心のケア等を丁寧に行う
- 継続指導により、フラッシュバックを防止する

人権に関する問題（差別落書き等）

事実の正確な把握

- 管理職へ報告
- 事実関係の正確な把握
- 写真等による記録
- 落書きの消去

対応方針等の決定

- 対策委員会等の開催、対応方針等の決定
 - 管理職は役割分担等を決定し、対応を指示
 - 報道機関等への窓口の一本化
 - 時系列による詳細な記録
- 〔留意事項〕
- ・ 被害者の人権回復を最優先、二次被害の防止
 - ・ 迅速かつ組織的な対応
 - ・ 学校の主体性において解決
 - ・ 人権教育の内容や方法の見直し（指導の充実）

関係機関等との連携

- 教育委員会へ連絡
- 必要に応じて関係機関等との連携

児童生徒への指導

- 関係児童生徒への個別指導・家庭訪問
 - 関係児童生徒の心のケア
 - 学級指導、学年指導
- 〔留意事項〕
- ・ 教職員の共通理解のもとでの指導
 - ・ 指導に際して児童生徒の人権に配慮
 - ・ 計画的、継続的な指導

P T A と の 連 携

- 必要に応じて緊急保護者会の開催
- 保護者研修の見直し

児童虐待

虐待の気付き・発見

- 「子どもが心配」チェックリスト^{*}の活用
- 時系列で具体的に記録（傷やあざは絵などで記録）

報告と相談

- 管理職へ報告・相談

校内組織会議の開催

- 情報の収集、共有、分析
- 初期対応について検討
- 通告について検討
- 役割分担（必要に応じて支援チームの結成）

初期対応、通告・相談等

- 児童生徒の身の安全の確認・確保
- 家庭訪問・保護者面接は複数で対応
- 性的虐待は、詳しい話を聞き出そうとせず、早期に専門機関へ相談
- 外部機関との対応窓口の決定
- 原則として市町村の相談窓口へ通告
- 緊急性が高い場合は児童相談所へ通告
- 生命の危険を感じた場合は警察へ通報

通告後の対応

- 一時保護等で通学困難な児童生徒の学習機会の保障
- 関係機関との積極的な情報交換
（定期的に、又は状況の変化等に応じて）
* 関係機関への情報提供は概ね1か月に1回

家庭から分離された児童生徒への対応

- 施設との日常的な連絡・定期的な情報交換
- 施設との機会を捉えた相互訪問や行事への参加

^{*}「教職員・保育従事者のための児童虐待対応の手引き」（岡山県教育委員会 平成23年3月）に掲載

D V（ドメスティック・バイオレンス）

状況把握及び支援情報の提供

確認事項

- ・ 児童生徒への加害の有無
- ・ 関係機関等への相談状況
- ・ 保護命令の発令等の有無
- ・ 連絡先、連絡方法等

（注）児童生徒に対する暴力等が疑われる場合は、児童虐待として対応

被害者へ支援情報の提供

- ・ 配偶者暴力相談支援センター等の紹介

管理職へ報告

対応方針等の決定

対策委員会等の開催

被害者の居所等に関する情報管理の徹底

〔対応のポイント〕

- ・ 対応窓口の一本化（問い合わせ等への対応）
- ・ 校内での安全確保（校内への立ち入り等への対応）
- ・ 登下校時の安全確保（待ち伏せ等への対応）

関係機関等との連携

教育委員会へ連絡

配偶者暴力相談支援センター等との連携

警察への協力要請

児童生徒、保護者（被害者）への対応

緊急時の対応等について確認

関係児童生徒の心のケア

一時保護等で通学困難な児童生徒の学習機会の保障

保護者（加害者）への対応

被害者の意向を踏まえ、関係機関等と連携して対応

開示請求等に対しては、個人情報保護条例等に則り、適切に対応

転学手続き等に係る配慮事項

関係者間での情報共有

転学先の学校名等に関する情報管理の徹底